

仙台市農業委員会第 54 回総会議事録

I. 開催日時 令和 4 年 10 月 28 日（金曜日）午後 1 時 30 分から午後 2 時 35 分

II. 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

III. 出席委員 (17 人)

| | | | |
|---------|------------|------------|------------|
| 会 長 | 1 番 佐々木 均 | | |
| 会長職務代理者 | 2 番 嶺岸 若夫 | | |
| 委 員 | 3 番 赤間 敬 | 4 番 大泉 権吾 | 5 番 大里 重市 |
| | 6 番 小野寺 潔 | 7 番 加藤 和江 | 8 番 菅野 則義 |
| | 9 番 菊地 郁夫 | 10 番 熊谷 幸夫 | |
| | 12 番 齋藤 清太 | 13 番 佐藤 千治 | 14 番 佐藤 とみ |
| | 15 番 庄司 俊充 | 16 番 鈴木 通 | 17 番 高橋 勝彦 |
| | | 19 番 柴田 市郎 | |

IV. 欠席委員 (2 人) 11 番 郷古 雅春 18 番 松原 菊男

V. 議事日程

1. 開会
2. あいさつ
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定の件
 - 第 3 号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）（一括方式）
 - 第 4 号議案 農用地利用配分計画（案）について（農地中間管理事業）
5. 報告
 - (1) 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出
 - (2) 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出
 - (3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出
 - (4) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知
 - (5) 相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件
 - (6) 農地法第 4 条の規定による許可の取消願に関する件
 - (7) 農地利用意向調査の実施について
 - (8) 令和 4 年度第 3 回企画検討チーム会議報告
6. その他
 - (1) 会長等報告
 - (2) 事務局からの連絡事項

VI. 農業委員会事務局職員

事務局長 木田 利久 事務課長 山本 幸子

| | | | |
|-------|-------|-------------|-------|
| 振興係長 | 八木 正志 | 農地係長 | 伊藤 秀宣 |
| 振興係主査 | 内海 敏子 | 農地係会計年度任用職員 | 庄子 尚 |

VII. 会議の概要

| | | |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 1 開 会 | 開 会 | (午後1時30分) |
| 司会：振興係長 | ただいまから仙台市農業委員会第54回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。 | |
| 2 会長挨拶 | － 会長 あいさつ － | |
| 司会：振興係長 | ありがとうございました。次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、佐々木会長、よろしくお願いいたします。 | |
| 議 長 (佐々木会長) | 本日は、11番郷古雅春委員と18番松原菊男委員から欠席の届けがありました。19人中17人出席ですので、会議は成立しております。 | |
| 3 議事録署名 委員の指名 | | |
| 議 長 | 次に、議事録署名委員については、19番柴田市郎委員、3番赤間敬委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。 | |
| 議 長 | 議案に入ります。 | (午後1時34分) |
| | 第1号議案と第2号議案は、調査委員会を第一調査委員会が担当しました。これまで新型コロナウイルスの感染予防対策等のため、調査結果の報告を時短で行っていましたが、今回から通常に戻して進めることとし、調査委員長が指定した案件については、調査委員から口頭報告し、それ以外については、書面での報告といたします。 | |
| | 第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。第1号議案について、大泉権吾第一調査委員会委員長から調査の結果を報告願います。 | |
| 大泉権吾第一 調査委員会委 員長 | 第1号議案の調査委員会の結果について報告します。調査委員会を10月20日に実施いたしました。調査は、7番加藤和江委員、8番菅野則義委員、13番佐藤千治委員、18番松原菊男委員の4名で行いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、4番本間昭推進委員、17番柴崎勝央推進委員、24番佐藤成悦推進委員が出席しました。今回の申請は、贈与による耕作利便が1件、贈与による規模拡大が1件、売買による新規就農が1件、売買による規模拡大が3 | |

件、売買による耕作利便が1件の合計7件です。番号1番、2番並びに7番を、8番菅野則義委員から、番号3番と4番を、13番佐藤千治委員から、番号5番と6番を、7番加藤和江委員から報告します。番号1番、5番並びに6番については、口頭報告を行います。

菅野則義委員
(8番)

番号1番は、売買により新規就農を図るものです。新規就農であることから聞き取り調査を実施しております。申請人は現在、耕うん機1台、田植機1台、収穫機(バインダー)1台を所有し、近隣農家の手伝いをしつつ、農業大学校(ファーマーズカレッジ)に通い、農業技術の習得に努め、家族2人で耕作する計画です。無農薬栽培と自然農法を取り入れて栽培する計画で、稲刈りについては、バインダーにより天日干し乾燥の予定です。10月13日に本間昭農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

調査報告(机上配布)

(8番菅野則義委員報告)

番号2番は、贈与により耕作利便を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台を所有し、家族4人で173aの農地を耕作しています。10月13日に本間昭農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

(13番佐藤千治委員報告)

番号3番は、売買により規模拡大を図るものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機1台、田植機1台を所有し、稲刈りは作業委託により1人で249aの農地を耕作しています。なお、申請地は利用権が設定されておりましたので、農地法第18条第6項の通知が出されております。10月12日に安達良和農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号4番は、贈与により規模拡大を図るものです。申請地を農地中間管理事業により耕作している法人の構成員に、贈与するものです。譲受人は現在、トラクター1台、耕うん機3台を個人として所有し、田植と稲刈は作業委託により、1人で34aの農地を耕作しています。なお、申請地は農地中間管理事業により賃貸借が設定されておりましたので、農地法第18条第6項の通知が出され

ております。10月12日に安達良和農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

加藤和江委員
(7番)

番号5番は、売買により耕作利便を図るものです。申請地は、組田となっており組田解消へ向け、譲受人が取得するものです。譲受人は現在、トラクター4台、耕うん機2台、田植機2台、収穫機1台を所有し、家族4人で147aの農地を耕作しています。10月17日に柴崎勝央農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

番号6番は、売買により規模拡大を図るものです。面積が大きいことから聞き取り調査を実施しました。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、1人で197aの農地を耕作しています。聞き取り調査には譲受人と農作業を臨時でお手伝いしている譲受人の孫が出席しました。大学生である譲受人の孫は将来就農を目指し、現在農業生産組合に所属して農業技術の習得に努めているほか、ラジコンヘリによる農薬散布に参加するなど、農業への意欲が感じられました。10月15日に佐藤成悦農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

調査報告（机上配布）

（8番菅野則義委員報告）

番号7番の調査担当した松原菊男委員が本日欠席ですので、私から調査の結果を報告します。番号7番は、売買により規模拡大を図るものです。隣接する田を所有する譲受人が、取得するものです。譲受人は現在、トラクター1台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族2人で39aの農地を耕作しています。10月13日に戸ヶ瀬健治農地利用最適化推進委員が申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものではなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等

はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。
第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。
よって第1号議案農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定の件について、許可と決定いたします。

(午後1時44分)

議 長

第2号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、を上程いたします。

調査内容につきましては、調査結果を委員長から報告願います。

大泉権吾第一
調査委員会委
員長

第2号議案の調査結果について報告します。調査委員会を10月20日に実施いたしました。調査は、6番小野寺潔委員、9番菊地郁夫委員、15番庄司俊充委員、19番柴田市郎委員と私(4番大泉権吾委員)の5名で行いました。今回の申請は、分家住宅に転用するものが2件、資材置場に転用するものが1件、境内地に転用するものが1件、老人ホームに転用するものが1件、太陽光発電パネル設置に転用するものが1件の合計6件です。番号1番と2番を、私(4番大泉権吾委員)から、番号3番を、6番小野寺潔委員から、番号4番を、9番菊地郁夫委員から、番号5番を、15番庄司俊充委員から、番号6番を、19番柴田市郎委員から報告します。番号1番と5番については、口頭報告を行います。

大泉権吾委員
(4番)

番号1番は、分家住宅に転用するもので、使用貸借権の設定です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、いずれの判断基準にも該当するものがなく、集落に接続していることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲渡人の子が田500㎡を転用し、住宅(1棟)に72.36㎡、駐車場(普通車2台)に25㎡、庭等に402.64㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、金融機関の融資予約証明書が提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。なお、許可を得ず現地を貸資材置場として使っていたことに対し、始末書が提出されております。令和4年9月26日付で開発行為許可申請書が出ていることを確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要

件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

調査報告（机上配布）

（４番大泉権吾委員報告）

番号２番は、資材置場に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第２種農地と判断しました。申請は、消火設備工事業者が現況が田である２筆 1,887 m²を転用し、原野を含む事業面積 1,913 m²を資材置場に 1,153.5 m²、通路等に 759.5 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書の写しが提出されております。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（６番小野寺潔委員報告）

番号３番は、分家住宅に転用するもので、贈与による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、第３種農地に近接する区域であることから、第２種農地と判断しました。申請は、譲渡人の親族が畑 394.04 m²（実測 394.26 m²）を転用し、住宅（１棟）に 74.52 m²、駐車場（普通車２台）に 27 m²、庭等に 292.74 m²を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額借入金であり、金融機関の審査結果通知書が提出されております。また、令和４年９月２０日付で開発行為許可申請書が出ていることを確認しております。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（９番菊地郁夫委員報告）

番号４番は、境内地に転用するもので、寄付による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第２種農地と判断しました。申請は、宗教法人が畑 707 m²を転用し、境内地に利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。なお、譲渡人は譲受人の代表役員と親族関係にあり、当該地を 10 数年前に寄付したと思っておりましたが、手続きがなされていなかったものです。

以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

庄司俊充委員
(15番)

番号5番は、老人ホームに転用するもので、売買による所有権移転です。転用面積が大きいことから聞き取り調査を実施しました。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域内で土地改良事業施行後8年以上経過している区域です。農地区分は、500メートル以内に2つの公共的施設があることから、第3種農地と判断しました。申請は、福祉事業者が田3,073㎡(実測3,076.05㎡)を転用し、老人ホーム(1棟)に1,377.81㎡、駐車スペースに556.85㎡、通路等に1,141.39㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は自己資金と借入金であり、残高証明書と補助金の内示及び融資証明書が提出されております。また、仙台東土地改良区から「差し支えない」旨の意見書が交付されております。更に、令和4年8月2日付で杜の都の風土を守る土地利用調整条例の協定書が締結されております。なお、令和4年10月4日付で開発行為許可申請書が出ていることを確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

調査報告(机上配布)

(19番柴田市郎委員報告)

番号6番は、太陽光発電パネル設置に転用するもので、売買による所有権移転です。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、太陽光発電事業者が田4,058㎡を転用し、太陽光発電パネル308枚(発電出力49.5kW)に792㎡、駐車スペース・メンテナンススペースに438㎡、通路・法面等に2,828㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることから、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、残高証明書が提出されております。また、令和4年10月22日付で宮城県の太陽光発電施設の設置等に関する条例に基づく届出がされていることを確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議長

第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はありませんか。

| | |
|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | (異議、意見等なし) |
| 議 長 | <p>それでは、意見等がありませんので採決します。 第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| | (全員挙手) |
| 議 長 | <p>全員挙手と認めます。よって、第2号議案農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定の件について、許可することに決定します。</p> <p style="text-align: right;">(午後1時50分)</p> |
| 議 長 | <p>第3号議案農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)(一括方式)を上程いたします。</p> <p>第3号議案については、私(佐々木均会長)関連の案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席することになります。</p> <p>最初に事務局から内容を説明願います。</p> |
| 事務局 | <p>第3号議案農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)(一括方式)は、令和4年10月31日仙台市公告(予定)分です。一括方式は集積計画と配分計画を併せて一括設定するものです。総数で56件、356,673㎡です。本計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしているものです。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、最初に番号1番から3番を審議することにします。私の関連案件がありますので、議長を嶺岸若夫会長職務代理者に交替して進めます。</p> <p>それでは、私は退席します。</p> <p style="text-align: center;">(佐々木均会長退席) (議長交替する) (午後1時52分)</p> |
| 議 長 (嶺岸若夫会長 職務代理者) | <p>議長が退席しましたので、私が議長となって進めます。</p> <p>第3号議案の番号1番から3番について、ご質問・ご意見はございませんか。</p> |
| | (異議、意見等なし) |
| 議 長 (嶺岸若夫会長 職務代理者) | <p>それでは、質問等がありませんので採決します。</p> <p>番号1番から3番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。</p> |

(全員挙手)

議長
(嶺岸若夫会長
職務代理者)

それでは、全員挙手と認めます。よって、第3号議案農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)(一括方式)の番号1番から3番については、原案のとおり決定します。

番号1番から3番が終了しましたので、佐々木均会長は入室してください。

(佐々木均会長入室)

(午後1時53分)

議長
(嶺岸若夫会長
職務代理者)

第3号議案の番号1番から3番が終了しましたので、議長を交替します。

(議長交替する)

(午後1時54分)

議長
(佐々木会長)

それでは、引き続き審議を再開します。議事参与の制限以外の残り53件(番号1番から3番を除く)について審議することにします。ご質問・ご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議長

それでは、意見等がありませんので採決します。53件について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)(一括方式)の53件(番号1番から3番を除く)は、原案のとおり決定します。

(午後1時55分)

議長

第4号議案農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業)を上程いたします。事務局から内容を説明願います。

事務局

第4号議案農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業)は、令和4年11月18日宮城県告示(予定)となるものです。

総数で3件、9,498㎡です。本計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしているものです。

議長

ご質問・ご意見等はありませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がありませんので採決します。
第4号議案について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第4号議農用地利用配分計画(案)について(農地中間管理事業)は、原案のとおり決定します。

(午後1時57分)

議 長

続きまして、報告事項に入ります。まず農地関係から報告します。

(1)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出から(6)農地法第4条の規定による許可の取消願に関する件までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括して受けます。

事務局
農地係長

それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。

(1)農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出については、1ページから2ページに記載のとおり9件の届出がありました。転用目的の内容は、駐車場への転用が3件、資材置場・障害者福祉施設・山林・宅地拡張・公衆用道路・宅地への転用が1件ずつありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2)農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出については、3ページから6ページに記載のとおり15件の届出がありました。転用目的の内訳は、一般住宅への転用が5件、駐車場への転用が2件、資材置場・道路・共同住宅・老人介護施設・事務所・分譲宅地・宅地への転用が1件ずつ、駐車場に一時転用するものが1件ありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、7ページから8ページに記載のとおり7件の届出がありました。すべて相続による権利取得になっており、事務局長専決により全件受理しております。(4)農地法第18条第6項の規定(合意解約)については、9ページに記載のとおり10件ありました。(5)相続税の納税猶予に係る適格者証明願に関する件については、10ページに記載のとおり1件ありました。(6)農地法第4条の規定による許可の取消願に関する件については、11ページに記載のとおり1件ありました。

農地関連の報告事項は、以上でございます。

議 長

報告事項(1)から(6)までについて、ご質問等はございませんか。

菊地郁夫委員
(9番)

報告(3)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出の番号6番は、持ち分が1/3なので他にも持ち分のある人がいると思いますが、代表の1人だけ載せ

| | |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | <p>ているのは訳があるのですか。他の持ち分2/3の方はまだ登記が終わらないから載ってないのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>1/3の相続を受けた方から届出があり、他の2人からは届出がされていないため、届出のあった方のみ記載しています。</p> |
| 議長 | <p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> |
| 議長 | <p>質問等がないようです。次に、(7)「農地利用意向調査の実施について」を事務局から報告願います。</p> |
| 事務局農地係 | <p>— 説明 —(7)「農地利用意向調査の実施について」</p> |
| 議長 | <p>報告事項(7)について、ご質問等はございませんか。</p> |
| 菊地郁夫委員 (9番) | <p>資料の5ページに利用の意向の選択肢が4つありますが、河川敷で道路に面しておらず、境界もなく、買い手も借り手もいませんが、本人は売りたい・貸したい時に、④のその他にどのように書けばいいのでしょうか。</p> |
| 事務局 | <p>売りたい・貸したいと希望であれば、②を選ぶようにお話してください。④その他欄は、転用を考えているなど、農地以外に使う何かを想定しています。</p> |
| 議長 | <p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> |
| 議長 | <p>質問等がないようです。次に、(8)「令和4年度第3回企画検討チーム会議報告」を加藤企画検討チーム長から報告願います。</p> |
| 加藤企画検討 チーム長 | <p>— 説明 —(8)「令和4年度第3回企画検討チーム会議報告」</p> |
| 議長 | <p>報告事項(8)について、ご質問等はございませんか。</p> <p>(質問、意見なし)</p> |
| 議長 | <p>質問等がないようです。</p> <p>これらは報告事項ですので了承願いたいと思います。</p> <p>以上で報告事項を終了いたします。</p> |

議長

続きまして、その他に入ります。質問については説明後、一括して受けます。
(1)会長等報告を私(佐々木均会長)と嶺岸会長職務代理者から報告します。
資料3をご覧ください。

会長
会長職務代理者

(会長等報告)

議長

続きまして、(2)事務局からの連絡事項について、事務局から説明願います。

事務局
(ア)～(コ)
振興係

(2)事務局からの連絡事項について
(ア)全国農業新聞(令和4年9月30日号)の掲載記事について
(イ)月報用紙(15日分記入)
(ウ)11月～12月の予定表
(エ)全国農業新聞を「読むこと」「普及すること」の大切さについて
(オ)スタディあぐりについて
(カ)宮城県農業会議「令和4年度農地等の利用の最適化に関する意見」に対する回答について
(キ)「地域農業の明日を考えるシンポジウム2022」の開催について
(ク)令和4年度女性の社会参画に関する懇談会の開催について
(ケ)令和4年度農業者年金フォーラムの開催について
(コ)他市町村農業委員会だより等(農政時流、横浜市、新潟市)

議長

ご意見、ご質問等はございますか。

(意見なし)

議長

質問等はないようですので、その他について終了いたします。
他に何かありますか。
なければ、以上で議事の一切を終了いたします。

司会：振興係長

閉会のあいさつを嶺岸会長職務代理者からお願いします。

嶺岸会長職務代理者

以上をもちまして、仙台市農業委員会第54回総会を閉会します。

閉会

